

平成24年12月19日

有限会社 C o o & R I K U
代表取締役 大久保 延子 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 丹野 美絵子



ご連絡

1 はじめに

貴職より、平成24年11月16日付「ご回答書」(以下「今回のご回答」といいます。)をお送りいただきました。今回のご回答を踏まえ、以下のとおり、ご連絡申し上げます。

今回のご回答では、従前のご回答に重ねて、有限会社C o o & R I K U (以下「貴社」といいます。)において、売買契約書の全面的な見直し・改定を行う旨、ご連絡をいたしております。

従前申し入れておりますとおり、当協会と致しましては、貴社において、売買契約の適切な見直しがなされることが是非とも必要と考えておりますところ、適切な形でご検討が行われますよう重ねて要望いたします。

他方、今回のご回答では、なお、貴社において慎重なご検討をお願いすべき点があると考えられますところ、念のため、以下にその旨をお送りいたします。

2 不特定物売買・特定物売買について

この点については、従前当協会より、お送りさせていただいたとおりです。なお、慎重にご検討をされますよう、重ねて申し入れます。

3 瑕疵担保責任について

(1)

瑕疵担保責任の免除については、当協会は、平成24年10月19日付「ご連絡」において、貴社の売買契約書の具体的な内容及びホームページにおける記載を踏まえた販売状況に鑑みて、特定物売買の場合に、消費者契約法8条1項5号が適用されること、及び、同条2項の適用がないことを、具体的に指摘させていただきました。

しかしながら、消費者契約法8条1項5号の該当性については、今回のご回答において、「契約締結後、引渡し完了までの間に当該ペット特記事項以外の瑕疵が確認された場合に

は、…瑕疵担保責任を負います」という貴社の見解の結論部分については繰り返されているものの、当協会が指摘した点については、具体的な回答をいただけおりません。

すなわち、当協会は、ペットの瑕疵が確認されるのは一般にペットの引き渡しを受けた後であること、また、貴社では契約を行い、代金を支払った後、その日に生体を引渡すこととしていることに鑑みれば、貴社の売買契約において「契約締結後、引渡し完了までの間に当該ペット特記事項以外の瑕疵が確認された場合」というのは想定し難いこと、従って、貴社の売買契約書第6条の定めは、瑕疵担保責任を全部免除するに等しいものであり、消費者契約法8条1項5号の適用があること（落合誠一『消費者契約法』118頁、126頁）を指摘しました。

しかしながら、この点について、貴社は上記の結論を繰り返すものの、具体的な回答は何らいただけおりません。

(2)

また、消費者契約法8条2項1号の該当性については、今回のご回答では、同条項の適用において、当該消費者が本来期待していた給付を相当程度満足させるに足ると評価されることが必要との解釈を前提としつつも、相当程度満足させるに足るか否かは、あくまでも代替給付義務の内容の問題との見解を示され、貴社の売買契約の第6条には、消費者契約法8条2項1号が適用されるとの見解を示されました。

しかしながら、消費者契約法8条2項1号の「当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任」とは、いわゆる代物義務であり、事業者が消費者に対して瑕疵のあるものに代えて瑕疵のない物を給付する義務を負うことである」と解されています（落合誠一『消費者契約法』128頁）。さらに、「本号の代物給付義務は、当該消費者契約において実質的に1項5号により無効とする必要がないと評価できる程度の代物給付であることを要する。そしてこの場合の評価は、1項5号による無効を覆す例外事由であるから、消費者の不利益にならないよう厳格になされるべきである」と解釈されています（同上）。貴社の見解は、このような解釈に沿ったものとは考えられません。

また、当協会の平成24年10月19日付「ご連絡」では、「特記事項」の内容に関して、代替犬猫が提供される場合が、不治、病死および通常の生活に支障をきたす重大な疾患や後遺症と診断されたものに限るなど極めて限定されており、不治と認められないもの、通常の生活に支障をきたす重大な疾患とまでは認められないもの等については、消費者はすべからくこれを受容すべきものとなること、伝染病等を含め、後天的疾患はそもそも「特記事項」の保証の対象となっていないこと、一般に消費者が大きな期待をもってペットを購入する実情などにも鑑みると、上記「特記事項」が、当該消費者が本来期待していた給付を相当程度に満足させるに足るとは到底評価し得ないことを指摘させていただきましたが、この点についての具体的なご見解はいただけおりません。

(3)

上記のとおり貴社の売買契約書第6条は、消費者契約法8条1項5号に該当する無効な

ものと解されますところ、同条項につきましては、慎重に見直しをされるよう、重ねて申し入れます。

4 第7条と第8条について

これらについても、これまでの当協会の「ご連絡」にて指摘させていただいたとおりですでの、適切な改定をされるよう重ねて申し入れます。

5 生命保障制度について

(1)

生命保障制度について、貴社は、保険料や共済掛金が一定の事由の発生の可能性に応じたものとして支払われることとなっていないことから、保険業法が適用される保険に該当しない旨回答されました。

しかしながら、保険の要件については、保険給付と保険料の間に厳格な給付反対給付均等原則が成立していることまでは求められないこと、契約者ごとの個別のリスク評価を厳密に行わないものがありうること、消費者保護という保険法の重要な立法目的の観点から解釈されるべきことが指摘されているところです（山下友信他編『保険法解説』136～137頁）。また、保険法に該当しないものとして、「リスク測定やそれに応じた保険料の算定をせずに団体構成員から一律に定額の掛金を徴収し、不幸があれば見舞金を支払うような小規模の共済」があげられますが（同前）、貴社の生命保障制度が、生体価格に比して高額の生命保障代金を徴収していること等に鑑みると、すくなくとも上記の「小規模の共済」ないしそれに類するものには該当しないと考えられます。

(2)

また、今回の回答書において、貴社は、「加入を強制しているわけではなく、あくまで任意のもの」と説明されていますが、貴社の売買契約書には「全てのお客さまに対して基本的に各種保障にご加入いただく形をとっております」と記載されていることなどと、整合するご回答と受け止めるることは困難です。

(3)

以上の点も踏まえ、生命保障制度については、慎重な検討を行われますよう、改めて申し入れますので、よろしくご対応ください。

6 売買契約書の見直し・改定について

貴社におかれましては、売買契約書を全面的に見直し、改定を行う旨ご回答をいただいておりますところ、当協会と致しましても、是非とも適切な内容に改訂されることを要望するものです。

もっとも、今回のご回答においても、契約書の見直しについては「年度内にも」行うとされております。当協会と致しましては、貴社の売買契約書につきましては、上記に指摘

させていただきましたように重要な問題があるものと考えており、たとえ年度内の限りであったとしても、現行の売買契約書が使用され続けることにつきましては、重大な懸念をもっております。

従いまして、貴社におかれましては、「年度内」といわず、早急に売買契約の見直しをされ、改訂された契約書案を当協会にご提出ください。

ご対応のほどよろしくお願ひ致します。

なお、貴社からのご回答の有無及びご回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表することを申し添えます。以上

(本件に対する連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5
グランドメゾン日本橋堀留101号
公益社団法人 全国消費生活相談員協会
消費者団体訴訟室
TEL:03-5614-0543
FAX:03-5614-0743